

おしらせ information

平成25年「春の全国交通安全運動」を実施します

4月には入学シーズンを迎え、年度が替わることで新たに通園・通学を始め車の動きが活発に変化することなどから、交通事故の多発が懸念されます。そんな中、皆さん一人ひとりが交通安全意識を高めていただくことを目的として、「春の全国交通安全運動」が実施されます。

運動期間中は、各地で、チラシや啓発物品を配布するキャンペーン等が行われます。高山村でも4月7日(日)いぶき会館にて、吾妻地区交通安全大会が開催され、優良運転者表彰・上州高山いぶき太鼓の演奏・Spangirlの出演・交通安全教育隊等による寸劇等も

行われます。

村民皆さんの御参加をお待ちしています。

お問い合わせ先

高山村役場 総務課
☎(63) 2111



Spangirlもやって来るよ

平成25年 春の全国交通安全運動

運動期間 4月6日(土)~4月15日(月)

サブスローガン 守ろうよ 交通ルールと自分の命

年間スローガン 事故のない 群馬はあなたの 注意から

この手、命も握る

平成25年度「春の全国交通安全運動」実行委員会 群馬県交通安全協会 群馬県交通安全協会 群馬県交通安全協会 群馬県交通安全協会

運動重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 交差点事故・追突事故の防止

4月15日(月)は、「自転車マナーアップデー」

主唱 群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会
(事務局 群馬県国土整備部交通政策課)

上州ぴかっと運動 高齢者の歩行中の事故が増えています

「夜の道 ピカピカ 光る 安全・安心反射材」

夜間は車のドライバーから見える距離が 服装の色や反射材の使用によりこんなに違います

濃い色の服装 明るい色の服装 反射材料を使用

靴のかかと・靴底 靴の両側面

反射材 反射材

貼付場所 反射材

約30m 約50m 約120m

◎寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

- ①給付対象者
高山村に住所を有する在宅の介護を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方
(1)介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方
(2)高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
(3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方
- ②利用券の限度額
1カ月あたり、5,000円（村が指定する業者でのみ使用可能）

◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

高齢者のみの世帯の高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

- ①配食対象者 高山村内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ②配食の方法
昼食を月曜日から金曜日（祝祭日等は除く。）の希望する日に社会福祉協議会の職員又はボランティアいぶきの方がご自宅にお届けします。
- ③利用料金 1食300円（利用者負担額）

◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

- ①設置対象者
高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方
(1)おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者
(2)ひとり暮らしの重度身体障がい者
(3)その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯
- ②設置費用及び利用料 全額村が負担（村の指定業者が設置）

◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割引いて販売します。

- ①対象者 高山村に住所を有する65歳以上の方
- ②販売価格 通常価格3,000円を2,000円で販売します。

◎在宅高齢者等自立支援ホームヘルプサービス事業

介護保険法による要介護者等に該当しない方が支援を必要とする場合、自立支援ホームヘルプサービス事業を受けることができます。

- ①派遣対象者
(1)独居の方、(2)高齢世帯の方、(3)昼間介護者のいない方、(4)40歳以上65歳未満で介護を必要とする方、(5)介護を放棄されている方、(6)災害により介護を必要とする方、(7)その他村長が必要と認めた方
- ②サービス内容 (1)家事に関すること、(2)相談、助言に関すること
- ③派遣回数 週2回程度で、1回の訪問時間は1時間程度とする。
- ④利用料 1回（1時間）150円、1時間を超える場合30分ごとに50円加算

◎自立支援デイサービス事業

介護保険法による要介護者等に該当しない方が支援を必要とする場合、自立支援デイサービス事業を受けることができます。

- ①利用対象者
(1)独居の方、(2)高齢世帯の方、(3)昼間介護者のいない方、(4)介護を拒否しているが、支援を必要とする方、(5)40歳以上65歳未満で支援を必要とする方、(6)介護を放棄されている方で、支援を必要とする方、(7)災害により支援を必要とする方、(8)その他村長が必要と認めた方
- ②サービス内容
(1)基本事業 生活指導、日常動作訓練、養護、健康チェック、入浴サービス
(2)加算事業 送迎、給食サービス
- ③利用回数 1週間に1回程度とする。
- ④利用料 基本料500円、送迎加算100円（食事代は実費相当額が必要となります。）

高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも永年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供しています。
なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況な

どにより自己負担額やサービス内容が異なる場合があります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合がありますので、ご不明な点は高山村役場住民課福祉係へお問い合わせください。
(平成25年4月現在)

◎在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。

- ①支給対象者
毎年4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において1年以上継続して介護している方
(1)高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。
(2)介護保険法による介護認定の要介護4又は5の状態が1年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所及び入院等の通算日数が100日を超えないものであること。
- ②介護慰労金の額
要介護4の方を介護した場合は年額26万円以内、要介護5の方を介護した場合は年額30万円以内で、支給月は6月・9月・12月・3月です。
※1回あたりの支給額（要介護4…65,000円/要介護5…75,000円）

◎高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上及び在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。

- ①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者
(1)高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯
(2)生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯
- ②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者
(1)高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護1のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯
(2)前年所得税非課税の世帯
- ③対象工事
高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用
- ④助成率及び助成限度額
助成率は助成対象費用の6分の5 助成限度額は50万円
- ⑤その他の事項
(1)高山村重度身体障害者（児）住宅改造費補助要綱による補助金を併せて交付を受けることはできない。
(2)介護保険制度における居宅介護（支援）住宅改修費とを併用する場合は、介護保険制度の給付を優先することとする。

◎介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者及び身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する車椅子仕様車両を購入する場合補助金を支給します。

- ①支給対象
次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様の車両を新車で購入する場合。
(1)高山村に在住し住所を有する方
(2)次のいずれかに該当する世帯の要介護者及び介護家族
ア おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯
イ 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障がい者、又は下肢及び体幹重複障がい者のいる世帯
- ②補助率及び補助限度額
補助率は補助対象費用の3分の2 補助限度額は666,000円

◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

- ①給付対象者
高山村に住所を有する在宅の排尿及び排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方
(1)介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方
(2)高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
(3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方
- ②現物給付の限度額
1カ月あたり、要介護1及び2の方が3,000円以内、その他の方が5,000円以内。

高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。住民課が扱う主なサービス内容を下記のとおり紹介いたしますので参考にしてください。

◎児童手当

- 支給対象者
中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方
- 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

- 支給時期
原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手

当を支給します。

- 認定請求
お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、認定請求書を提出すること（申請）が必要です。申請はお早めにお願ひします。

※認定請求に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し
- ・児童手当所得証明書（必要に応じ）
- ・手当振込先の通帳（請求者名義）

- 現況届（毎年6月に提出）
現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※現況届に必要な添付書類は認定請求と同様です。

◎保育所運営事業

保育に欠ける幼児を保育するため、保育所を設置・運営します。

階層区分及び定義 (入所申込時)	保育料(月額)円		
	3歳未満	3歳以上	延長する場合
第1 生活保護法による被保護対象者(単給対象者を含む)	0	0	0
第2 住民税非課税対象者	5,000	2,000	1,000
第3 均等割のみ	9,000	4,000	2,000
第4 住民税課税対象者 64,000円未満	14,000	7,000	3,000
第5 64,000円以上 160,000円未満	23,000	12,000	4,000
第6 160,000円以上 408,000円未満	32,000	13,000	5,000
第7 408,000円以上	41,000	16,000	6,000

- 階層を区分する定義の住民税は、幼児保護者の都道府県市町村民税合計額とする。
- 同一世帯から2人以上同時に入所している場合の保育料は、次により算出した額とする。
(1) 幼児数は、年齢の高い順から数える。
(2) 2人目の保育料=当該幼児の徴収金額×0.5
(3) 3人目以降の保育料=無料
- 3歳未満の入所幼児については、群馬県が実施する3歳未満児保育料軽減事業に基づき軽減する。
- 幼稚園児で朝のみ利用する場合は、課税区分なく1カ月2,500円とする。
- 一時預かりの場合は、課税区分なく月額1,000円とする。
- 上記2及び3の軽減は、4及び5には適用しない。

◎各種保健事業

保健センターにおいて、胎児期を含めたお子さんの健康を守り健やかな成長のための各種健康診査、いろいろな病気からお子さんを守る予防接種、安心して育児にのぞめるよう支援する相談、教室を実施しています。

ことばが遅い、発達が気になる等の心配があるお子さんは専門家による相談や教室が受けられますのでご相談ください。

他に、赤ちゃんが欲しい人が「特定不妊治療を受けた場合の治療費や中学3年生、高校3年生相当の年齢の者のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成しています。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

- 高山村役場住民課 ☎63-2111
- 高山村保健福祉センター ☎63-1311
- 高山村保育所・児童館 ☎63-2812
- 児童相談所 ☎0570-064-000

◎出産祝金支給事業

出産を祝し、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的として出産祝金を支給します。

- 支給対象者
(1) 出産時において本村に住民登録がされていて、引き続き本村に居住しようとする方
(2) 新生児を出産して養育をする父母
- 出産祝金の額
(1) 第1子及び第2子は200,000円
(2) 第3子以降は300,000円

◎児童館(学童保育)運営事業

昼間保護者等がいない家庭の小学校低学年児童の健全育成対策の充実を図るため、児童館を設置・運営します。
利用料は無料ですが、おやつ代は保護者の負担となります。

◎子育てサロン

民生委員・児童委員さんによる子育てサロンが毎月第2水曜日の午前10時30分から保健福祉センター内の児童館で開催されます。参加費は無料で楽しい遊具で遊んだり、新しいお友達作りの場としてご利用ください。(※会場の都合により日程が変更となる場合があります。)

◎子育て支援センター

交流施設 なごみにおいて毎週火・木・土曜日に子育て支援センターが開設されます。同世代のお子さんをもつお母さん達でお気軽にご利用ください。

- ・ご希望があれば食改推の方が昼食を用意して下さいます。(1食100円)
- ・隔週で木曜日は手作りのおやつを用意してお待ちしています。(1食100円)

◎要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる児童の適切な保護、又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

・虐待かもと思われる事 ・育児での悩み事 ・その他児童に関して気になる事等があればご相談ください。

◎ショートステイ事業

高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、一時的に特別養護老人ホーム又は養護老人ホーム等を利用できます。

- ①利用対象者
おおむね65歳以上(65歳未満で初老期痴呆に該当する場合も含む。)で、家族の介護を受けている方。ただし、精神保健法、伝染病予防法等の法律の規定に基づいて医療機関で医療を受ける必要があると認められる方は対象となりません。
- ②利用期間 原則として7日間以内
- ③利用料 飲食物費相当額

◎温泉割引使用証明書発行事業

温泉事業者のご協力により、満70歳以上の方がふれあいプラザといぶきの湯の使用料を割り引いて利用できる割引使用証明書を発行します。(紛失された方は再発行します。)

ふれあいプラザ：通常500円を300円/いぶきの湯：通常300円を200円

◎ぐーちよきシニアパスポート事業(県実施事業)

群馬県では、高齢者の積極的な外出を促すために、協賛店舗に提示すれば割引などの優遇措置が受けられる「ぐーちよきシニアパスポート」の配布を実施しています。

- ①対象者 県内に住所を有する65歳以上で、配布を希望する方
- ②配布場所 役場住民課窓口(運転免許証など本人確認ができるものを持参してください)
- ③サービス内容
協賛店舗によってサービス内容は異なります。協賛店舗とサービス内容の一覧を希望される方には、パスポート配布の際に併せてお渡しします。
※詳しくは役場住民課、もしくは県庁介護高齢課(027-226-2576)までお問い合わせください。

「人間ドック受診費補助制度について」

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ

補助額等が異なりますが、一人でも多くの方が受診され病気の早期発見・早期治療に役立て健康維持の一助にして頂ければと思います。

〈 補 助 制 度 の 概 要 〉

1 社会保険加入者

- ・対象者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 10,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるものを持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関

2 国民健康保険加入者(一般・退職)

- ・対象者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、又は加入すると認められる者が国保税を完納している世帯に属する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 30,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。

- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施している特定健診(集団健診・個別健診)を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

3 後期高齢者医療加入者

- ・対象者 群馬県後期高齢者医療被保険者で本村に住所を有し、保険料を完納している者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 20,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。なお、申請期間は4月から翌年1月末日までにお願ひします。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

お問い合わせ先 役場住民課 (☎63-2111)

高山村6次産業推進事業補助金について

高山村では、村内の農林水産物を活用した6次産業化に取り組む方への支援により、特産品の創出や本村農林水産物の活性化を図ることを目的として、「高山村6次産業推進事業補助金」を交付します。村内の農林水産物を活用する新たな商品の開発などを検討されている方は是非ご活用下さい。

1. 6次産業化の定義

この補助金における6次産業化の定義とは、生産(1次)から加工(2次)及び販売等(3次)までを一括して行うもので、次のいずれかに該当するものとします。

- ①農林水産業者が生産から加工及び販売・流通までを一括して行う事業
- ②農林水産業者以外の方が、農林水産業者と連携して商品の開発及び提供を行う事業

2. 補助対象者

本村に住所を有していて、村税及び使用料等の未納がない方を対象とします。団体として事業を行うことも可能です。

3. 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業です。

- ①商品の企画・開発に関する事業
- ②販路の拡大に関する事業
- ③農産物等加工施設の新設及び改修等に関する事業
- ④地域食材供給施設等の新設及び改修等に関する事業
- ⑤農産物直売施設等の新設及び改修等に関する事業
- ⑥加工及び販売に係る機械設備等の導入・整備等に関する事業(生産に係る機械設備等の導入は対象外とします。)
- ⑦その他村長が必要と認めた事業

4. 補助金交付の対象期間

平成25年度～平成30年度の6年間

5. 補助率及び限度額

補助対象事業に要する経費の50%以内で1事業当

たり10万円～300万円を限度とします。

ただし、1会計年度あたりの補助対象経費が20万円未満(消費税及び地方消費税は除く。)の場合は対象外とします。

また、事業実施が複数年にわたる計画であっても補助金額は合算して300万円を限度とします。

6. 事業の実施期間

事業の実施期間は、事業申請の年度内に完了する事業とします。

事業実施が複数年にわたる計画の場合であっても単年度毎に申請を行うこととします。

7. 申請方法

補助金の交付を希望される場合は、申請書類等に必要な事項を記入のうえ役場農政課まで提出してください。申請書類等は役場農政課窓口でお受け取り下さい。

8. 書類の審査方法

村の事務的な審査を行った後に、高山村6次産業推進委員会において、事業計画の妥当性や実現性について審査を行い、村長が決定します。

9. 補助金の交付

この補助金は、高山村補助金等に関する規則及び高山村6次産業推進事業補助金交付要綱に基づく交付となります。

お問い合わせ先
高山村役場農政課農政係
☎0279(63)2111 内線54

就学援助費支給制度(準要保護)について

この制度は、高山村の小・中学校に在学する児童生徒で、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、学用品費・給食費及び修学旅行費等を支給する制度です。該当されると思われる方へは、別途教育委員会から通知をさせていただきますが、通知がない場合でも該当される方は忘れずに申請して下さい。

○申請の方法

- ・「就学援助費支給認定申請書」に「就学援助費振込口座届出書」を添えて教育委員会に申請して下さい。申請書等は教育委員会にあります。
- ・前年度受給されていた方も、引き続き受給を希望される方は申請が必要になります。

○申請(認定)の目安

生活保護世帯に準ずる程度に困窮し、前年度又は当該年

度において次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護を停止又は廃止された者
- イ 村民税の非課税又は減免を受けている者
- ウ 個人事業税の減免を受けている者
- エ 固定資産税の減免を受けている者
- オ 国民年金の掛金の減免を受けている者
- カ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付を受けている者
- ケ 経済的な理由により生活状態が悪いと認められる者

○申請期限

・5月31日まで

○問い合わせ先

教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

飼犬(猫)避妊及び去勢手術費補助金の金額変更について

村では、家庭で飼育している犬(猫)の避妊・去勢手術をした方に、手術費に対する補助金を交付しています。飼養者の望まない犬(猫)の繁殖を減らし、野犬(猫)や保健所へ持ち込まれる犬(猫)の発生の抑制を目的に実施していますが、平成25年4月1日より補助金額を変更いたします。(制度の内容)

○対象者

本村に住所を有する者で、飼育している犬(猫)の避妊・去勢手術を実施した者。
(犬については登録及び狂犬病予防注射をしていることが条件となります。)



○変更後補助金額

避妊・去勢ともに、一頭につき手術費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り捨てた額(ただし、平成25年4月1日以降に手術を実施したものが対象となります。3月以前に手術を実施したものについては一律5,000円となります。)

○申請方法

役場窓口にて領収書(対象動物及び手術内容が明記されているもの)・印鑑・通帳を持参して申請して下さい。

尚、問い合わせについては役場住民課へお願いいたします。

犬の散歩時の糞の処理について

犬の散歩時において、犬の糞を処理せずにそのまま道路に放置していくケースが見受けられます。処理をしなければ周辺の衛生面に悪影響となり、近隣の方々に大変迷惑がかかります。

犬の飼い主の方は、散歩の際には責任をもって糞の処理をしてください。

高山村役場 住民課

村税に係る「督促手数料」と「口座振替不能通知兼領収書」の廃止について

平素、村民の方々には村税(村県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の納税にご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月定例議会において村税に係る督促手数料(1件100円)の廃止を可決して頂き、平成25年度課税分から廃止することとなりましたのでお知らせいたします。

但し、督促手数料は廃止されますが「村税督促状兼領収証書」は従来どおり納期限内に納められない方に発送されま

すので宜しくお願いいたします。

また、村税について口座振替をされている方で、引き落としができなかった方に「口座振替不能通知書兼領収書」(以下「通知書」という。)を発送していましたが、督促手数料を廃止したことに伴いこの通知書についても、平成25年度課税分から廃止することになりましたのでご理解頂きますようお願いいたします。

なお、本件についてご不明な点がございましたら役場税務課(63-2111)迄お問い合わせください。

平成25年度 村税等の納期について

平成25年度村税等の納期は下記のとおりですので、口座振替の方は納期限前に残高確認を、納付書払いの方は納期限までに納付して下さいようお願いいたします。

また、年度の途中でも口座振替の申込みは受け付けていますので、希望される方は各担当課まで連絡して下さい。

税目等	月別	担当課	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村 県 民 税	税務課				1期		2期		3期			4期		
固 定 資 産 税	税務課			1期		2期			3期			4期		
軽 自 動 車 税	税務課	全期												
国民健康保険税	税務課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料	住民課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料	住民課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
上下水道使用料	農政課		3・4月分			5・6月分		7・8月分		9・10月分		11・12月分		1・2月分
村営住宅使用料	農政課		毎月											
学 校 給 食 費	教育課		毎月											
納期限(振替日)			平成25年 4月30日	平成25年 5月31日	平成25年 7月1日	平成25年 7月31日	平成25年 9月2日	平成25年 9月30日	平成25年 10月31日	平成25年 12月2日	平成25年 12月25日	平成26年 1月31日	平成26年 2月28日	平成26年 3月31日

注意) 給料又は年金等から特別徴収(天引き)される場合はそれぞれの支払月となります。

※不明な点がございましたら、高山村役場各担当課までお問い合わせ下さい。【代表電話 63-2111】

高校生の保護者の皆様へ

高校生等就学費補助金について

高山村では高等学校等（高等専門学校・専修学校・特別支援学校高等部などを含む）へ就学する生徒に対して、その費用の一部を補助する事業を実施していますので、該当される方は忘れずに申請して下さい。

1. 対象者 高等学校等に就学する生徒を扶養する保護者で、ともに高山村に住所を有する者
2. 期間 高等学校等を卒業するまでの間（3年間を限度とします。）
3. 金額 月額5,000円
4. 申請手続 高等学校等の在学証明書、住民票（世帯全員）、印鑑を持参のうえ教育委員会に申請して下さい。
5. 申請期限 4月30日（火）まで
6. 問合せ先 教育委員会事務局
☎0279-633-3046

国民健康保険の加入脱退には手続きが必要です

● 国保は自動的に切り替わりません ●

届け出が必要です

職場の健康保険と国保の間で切り替えがある場合には、ご自身や同じ世帯の方による届け出が必要です。自動的に切り替わることはありませんのでご注意ください。

- ① 職場の健康保険を脱退した

ことを証明するもの（社会保険離脱証明書や資格喪失連絡票など）

- ② 印鑑
- ③ 年金手帳（60歳未満の方）
- ④ 年金証書（60歳以上65歳未満の方）

届出に必要なもの（脱退）

- ① 加入した職場の保険証（脱退する方全員分）
- ② 国保の保険証（脱退する方全員分）
- ③ 印鑑
- ④ 年金手帳（60歳未満の方）

届出はお早めに

加入の届け出が遅れた場合は、前の健康保険が終了した時点までさかのぼって国保に加入し、その分の保険料を納めていただきます。

脱退の届け出が遅れると

保険料が二重に請求されます。また、他保険に加入した後に国保の保険証を使用すると、その時に国保が負担した医療費を返還していただく場合があります。

こんなことはありませんか？

Q 会社に就職が決まり、国保から社会保険になり会社の保険証をもらったけど、国保脱退の手続きをしていません。でも私あての保険税の納付通知は来ていないので国保脱退になっているのでは？

A 国保脱退にはなっていないです。国保税は世帯主課税となりませんので脱退手続きを行わない限り世帯主があなたの国保税を払い続けることとなります。

健康保険に変更があったら14日以内の届け出をお願いします。

役場住民課 63-2111

「退職者医療制度」の届出に協力ください

国民健康保険には、一般の国民健康保険のほか「退職者医療制度」があります

◆ 対象者は？

会社などを退職して国保に加入した方のうち、次の条件に当てはまる方と、そのご家族の方は「退職者医療制度」に該当します。

- 退職被保険者（本人）の条件
 - ① 年金の受給権があること
 - ② 現在64歳以下であること
 - ③ 厚生年金・共済年金に合計20年以上、または40歳以降10年以上加入していること
- 退職被扶養者（家族）の条件
 - ① 退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者により生計を維持していること
 - ② 現在の収入が130万円未満（60歳以上64歳未満の方は180万円未満）であること

◆ どんな制度？

多くの方は会社などを退職した後に国保へ加入しますが、勤めていたとき（若年時）よりも退職してからのほうが医療の必要性が高くなりますので、国保に加入してからの医療費のほうが多くなる傾向にあります。

◆ どのような医療保険間の不公平を是正するために設けられた制度が「退職者医療制度」です。

◆ どんなメリットがあるの？

退職者医療制度と一般の国民健康保険では、納めていただく国保税や、医療費の窓口負担割合（3割）に違いはありませんが、残りの医療費（7割）を負担する財源が異なります。

◆ 届出に協力ください

条件に当てはまる方は、①現在使用している国保の保険証、②年金証書、③印鑑を持参のうえ、高山村役場住民課窓口までお越しください。

◆ 届出に協力ください

お問い合わせ先
役場住民課（63-2111）

納税等

★印が4月に納めていただく税等です。

	使用料	上下水道	医療保険料	後期高齢者	介護保険料	国民健康	軽自動車税	固定資産税	村民税
4月							★		
5月								●	
6月									●
7月									●
8月									●
9月									●
10月									●
11月									●
12月									●
1月									●
2月									●
3月									●

税金は 社会を支える あなたの会費